

# 「介護予防・日常生活支援総合事業」

介護保険制度の改正に伴い、65歳以上のすべての人の「介護予防・日常生活支援総合事業」がはじまっています。ひとりひとりの状態にあわせて、サービスを利用することはもちろん、地域の高齢者の健康づくりや、生きがい、役割の場づくりを積極的に行い、玉城町の高齢者が住みなれた地域でいつまでも元気に暮らせるような事業を実施しています。



# 65歳以上のすべての人が利用できる介護予防サービスです

介護予防・日常生活支援総合事業は、65歳以上のすべての人が利用できる地域独自の介護予防サービスです。その人の健康や生活機能状態に合わせて、「**介護予防・生活支援サービス事業**」や「**一般介護予防事業**」があります。

※要介護認定で「要介護1～5」と判定された人は介護保険の介護サービスが利用できます。

※これまで「要支援1，2」と判定された人は、今まで通りのサービスを利用することもできます。

## サービス利用までの流れ

- 要介護認定で「非該当」「要支援1・2」と判定された人
- 市区町村の「基本チェックリスト」で生活機能の低下がみられた人

- 65歳以上のすべての人



### 「介護予防・生活支援サービス事業」

が利用できます

介護予防ケアマネジメントにもとづいて、次のサービスが利用できます。

- 通所型サービス
- 訪問型サービス

※要介護認定で「要支援1・2」と判定された人は、介護保険の介護予防サービスも利用できますが、内容が重複するサービスは利用できません。

### 「一般介護予防事業」

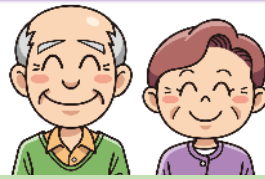
が利用できます

介護予防に関する各種講演会やボランティア研修、機能向上メニューなどに参加できます。

65歳以上の人であれば、誰でも利用できます。



# 介護予防・日常生活支援総合事業の利用の手順



足腰が弱ってきたと感じている人

まずは

65歳以上の人および要支援認定者

一般高齢者



## 地域包括支援センターに相談します

Q. デイサービスやホームヘルプサービスのみの利用を考えている？

A. いいえ、または明らかに要介護状態の場合

A. はい、または分からない

要介護(要支援)認定申請をします

基本チェックリストを受けます

要介護  
1～5の人

要支援  
1・2の人

非該当の人

生活機能低下  
が見られた人

非該当の人

居宅介護支援事業所と  
ケアプランを作成します

介護保険の介護  
サービスが利用  
できます

### 介護予防ケアマネジメント

- ・地域包括支援センターなどが契約にもとづいて本人や家族と話し合い、ケアプランを作成します
  - ・介護保険の介護予防サービスが利用できます
- ※介護保険のサービスと総合事業の両方を利用できますが、内容が重複するサービスは利用できません

## 介護予防・日常生活支援総合事業

要支援  
1・2の人

生活機能低下  
が見られた人

① 介護予防・生活支援サービス事業が  
利用できます

65歳以上のすべての人

② 一般介護予防事業が  
利用できます

総合事業以外のサービスの必要性が生じた場合は、  
認定申請をしてサービスを利用することができます。

# 「介護予防・生活支援サービス事業」「一般介護予防事業」 ではこんなサービスが利用できます。

## 介護予防・生活支援総合事業の 通所型サービス



通所介護施設（デイサービスセンター）や保健福祉会館、地域の公民館などで、生活機能を向上させるための機能訓練（体操）や仲間づくりのための場の提供を行います。

※現在、介護保険の介護予防通所介護を利用している人は、引き続き介護予防通所介護でのサービスを利用することができます。

## 「介護予防・生活支援サービス事業」

通所介護施設  
（デイサービスセンター）での  
「食事や入浴」

指定事業所にて実施



専門職の指導による短期集中的な  
「運動機能向上」プログラム  
「悠ゆう塾」



## 「一般介護予防事業」

認知症の予防教室  
「健（脚）健（脳）教室」



いすに座ってできる中国健康体操  
「らくらく倶楽部」



悠ゆう塾の卒業者が  
機能維持のために通える  
「悠ゆう塾 OB 会」



公民館で週2回  
体操を行う  
「元気づくり会」



介護予防・生活支援  
サービス事業の  
**訪問型サービス**

ホームヘルパーや地域住民、ボランティアなどが訪問して、日常生活でのさまざまな身体介護や生活援助などのサービスを行います。

※現在、介護保険の介護予防訪問介護を利用している人は、引き続き従来型の介護予防訪問介護のサービスを利用することができます。



指定事業所による

「家事援助、身体介護」

**「介護保険サービス以外で、65歳以上の高齢者も利用できる生活支援サービス」**

**①元気バス**

- ・オンデマンドバス
- ・町民誰もが使える  
移動支援サービス（登録制）
- ・運行範囲は町内



**「玉城町社会福祉協議会の事業」**

**②シルバー人材センター**

- ・高齢者が長年つちかった知識や経験、技能を生かし、地域社会に貢献  
「草刈り」「草引き」「掃除」「片付け」

**③ちょこっと有償ボランティア**

- ・ちょこっとした困りごとについて、有償ボランティアがお手伝い  
「ゴミ出し」「薬もらい」など



**④給食サービス**

- ・75歳以上のひとり暮らしの方を対象に、月2回お弁当を届けるサービス（虹の会が担当）

**⑤ほのぼの便**

- ・75歳以上のひとり暮らしの希望者を対象に絵手紙を民生委員が訪問して配布

# 玉城町の高齢者福祉事業

## ～65歳以上の高齢者対象～

### ●民生委員

地域の身近な相談相手として、住民の立場にたって相談に応じ、必要な支援を行っています。地域住民が安心して元気に暮らせる地域づくりをめざしています。

### ●配食サービス事業

65歳以上のひとり暮らしの高齢者や高齢者夫婦世帯等に対し、安否確認を兼ねて月2回栄養バランスのとれた食事を提供します。



### ●養護老人ホーム入所措置事業

経済的な理由や精神的な状況等から自宅での一人暮らしが困難になった高齢者に対し、養護老人ホームの入所支援を行う事業です。

### ●緊急通報体制整備事業

一人暮らし高齢者等に対し、無線発信器を貸出し、急病などで緊急を必要とする場合、速やかに援助を行うシステム。

### ●ショートステイ事業

介護保険のサービスを使えない、見守り等が必要な高齢者の家族介護負担の軽減や、虐待によって分離が必要な場合に、高齢者の心身の安全を守るための事業です。

### ●日常生活用具給付事業

65歳以上の一人暮らし高齢者を対象に、日常生活上の便宜を図り、安全に生活できる電磁調理器等の支給を行っています。

### ●老人クラブの活動支援

高齢者同士の親睦を深め、高齢期を楽しく活動的に過ごすことができるよう、老人クラブ活動を支援しています。



### ●ぴんの会

一人暮らし高齢者の集いの会を開催し、高齢者の孤立や不安を解消する事業です。

## 高齢者を権利侵害から守る

### ●成年後見制度利用支援事業（地域共生室）

認知症高齢者や一人暮らし高齢者の権利を擁護していくため、成年後見制度の利用支援をおこなっています。

### ●日常生活自立支援事業（社会福祉協議会）

判断能力の不十分な人に対し、福祉サービスの利用に関する相談や助言を行い、日常的な金銭管理を行って利用料の支払いなどのお手伝いを行うことで、安心して生活が送れるように支援しています。

# 玉城町の高齢者健康づくり事業

## 検診・予防接種関係

### ●健診後健康相談（保健福祉会館）

特定健康診査・人間ドックなどの検診結果をもとに、結果の説明および生活習慣改善の支援をします。

### ●各種がん検診（保健福祉会館・実施医療機関）

大腸がん検診、肺がん検診、胃がん検診、子宮がん検診、乳がん検診において、集団検診または医療機関での個別検診を実施しています。  
日程などについてはお問い合わせください。

### ●歯周疾患検診（実施歯科医院）

受診日当日に30～50歳・55歳・60歳・65歳の方を対象に実施しています。  
実施期間、実施医療機関についてはお問い合わせください。

### ●高齢者口腔総合健康診査（実施歯科医院）

受診日当日に70歳の方を対象に実施しています。  
実施期間、実施医療機関についてはお問い合わせください。



### ●高齢者インフルエンザ予防接種（実施医療機関）

接種日において65歳以上の接種希望される方と、接種日において60歳以上65歳未満の方で身体障害者手帳1級程度の障害をお持ちで接種希望の方に実施しています。

### ●高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種（実施歯科医院）

年度において対象の年齢となる方に、接種券を送付しています。

## 健康づくり活動関係

### ●健康しあわせ委員活動

町民のみなさんが「絆づくり」を通して「健康」で「しあわせ」な生活が送れるように活動しています。ウォーキングや、地区での健康づくり活動、健診の啓発活動を行っています。

### ●スクエアステップ教室（保健福祉会館）

月1回実施。転倒や認知症の予防を目的に、マットの上で様々なステップを踏むエクササイズです。どなたでも楽しみながら簡単に取り組みます。

開催日 基本的に毎月第4月曜日  
時間 13:30～14:30  
場所 保健福祉会館



# 玉城町地域包括支援センターのご案内

玉城町地域包括支援センターは、地域共生室の中にあり、高齢者の総合相談窓口です

TEL : 58-7373 / FAX : 58-8688

地域包括支援センターは、  
高齢者のみなさんが、  
いつまでも住みなれた  
地域で生活ができるよう  
介護に関する悩みや心配事の  
ほか、健康や福祉、認知症や  
医療に関するさまざまな  
支援を行っています。



## 地域包括支援センターが行っている主な支援

### 介護に関する悩みなど

#### さまざまな相談に応じます

介護が必要な高齢者やその家族のために、  
介護に関する相談のほか、福祉や医療など  
さまざまな相談を受け付けています。

### 高齢者のみなさんの 権利を守ります

消費者被害などへの対応、成年後見制度  
の利用支援や、高齢者の虐待防止や早期  
発見・早期対応などに取り組みます。

### 自立した生活ができるよう 介護予防をすすめます

要支援1・2と認定された方や、介護が必要となるおそ  
れのある方への支援を行います（介護予防・日常生活支  
援総合事業の推進など）。

### 認知症に関する相談に応じ 必要な支援を行います

認知症の方やご家族の相談に応じるほか、認知症の早期  
発見・早期対応の仕組みづくりや認知症ケアの質の  
向上に取り組みます。

### 暮らしやすい地域づくりに 取り組んでいます

いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らすことがで  
きるよう、介護サービス事業者や医療・行政機関のネ  
ットワークづくりを進めています。また、認知症  
高齢者が増加していく中、認知症の相談体制を整備し  
認知症予防の取り組みを強化と認知症ケア体制の  
整備をすすめています。

## 玉城町内のサロン(自主的に地域で運営)

### 勝田町サロン

場 所：勝田町公民館  
開催日：毎月第2水曜日

### 栄町サロン

場 所：栄町公民館  
開催日：毎月第4水曜日

### ふれあいサロン

場 所：大手町公民館  
開催日：毎月第3水曜日

### 下田辺万年青の会

場 所：下田辺公民館  
開催日：毎週月曜日

### 玉城苑サロン

場 所：玉城苑公民館  
開催日：毎月第3水曜日



## 玉城町内のサロンのお問い合わせ事務局

玉城町社会福祉協議会(保健福祉会館内)

TEL：0596-58-6915

(平日 8:30~17:30)

## 老人クラブ連合会(2019年3月末現在)

### 外城田地区

原(男)・原(女)・蚊野・蚊野茶屋・野篠  
矢野・玉城苑・積良・山神・田宮寺  
勝田(男)・勝田(女)・濱塚団地

### 田丸地区

上町・本町・魚町・勝田町・大手町  
浦町・下田辺・羽根・西世古・茶屋  
朝久田・南新町

### 有田地区

長更・世古・門前・日向・上玉川・岡村  
妙法寺・久保・伊勢団地・荒子団地

### 下外城田地区

宮古・岡出・富岡・昼田・中角・山岡  
小社・曾根・岩出・公園通り

●自治区の老人クラブに加入し、一緒に活動される方は事務局までご連絡ください。



### 老人クラブ事務局

玉城町社会福祉協議会(保健福祉会館内)

TEL：0596-58-6915

(平日 8:30~17:30)

# 地区で自主的に開催されている活動

(2019年3月末現在)

## ★柔らかクラブ (椅子に座ってできる軽い運動)

地 区	場 所	開 催 日 ・ 時 間
下田辺	下田辺公民館	第2・第4木曜日 午前10時～11時30分
城西団地	城西地区公民館	第2・第4土曜日 午前10時～11時30分
大手町	大手町公民館	第2・第4水曜日 午前10時～11時30分
勝田町	勝田町区公民館	第4水曜日 午後1時30分～3時
元町	元町区公民館	第1・第3木曜日 午前10時～11時30分
玉城苑	玉城苑公民館	第2月曜日 午前9時～10時30分
荒子団地	荒子地区公民館	第1・第3水曜日 午前8時45分～10時30分
山岡	山岡公民館	第2火曜日 午後1時～2時30分

## ★健康しあわせ委員地区活動

地 区	場 所
山神	地区の公民館
浜塚団地	地区の公民館
勝田町	地区の公民館
栄町2～4区	地区の公民館
大手町	地区の公民館
下田辺	地区の公民館
長吏	地区の公民館
井倉	地区の公民館
玉城苑	玉城苑周辺地域

内容は、ウォーキング・体操など  
地区によって違いますのでお問い  
合わせください。



柔らかクラブ・健康しあわせ委員地区活動お問い合わせ先

玉城町保健福祉課 地域共生室 (保健福祉会館内)

TEL : 0596-58-7373

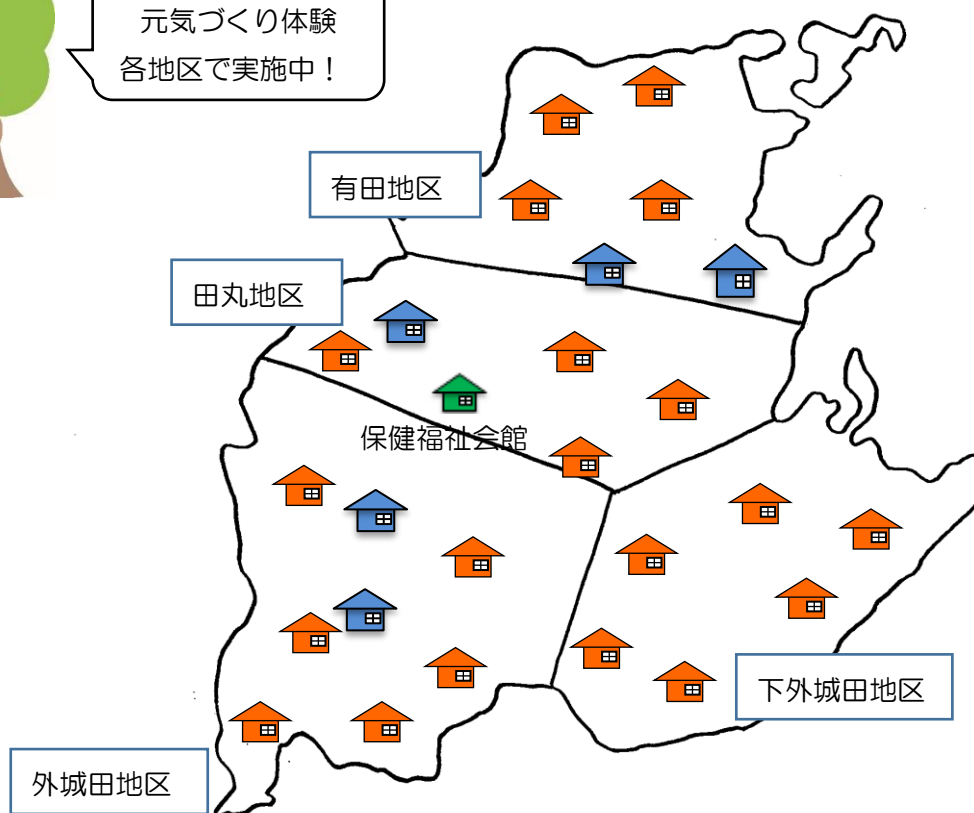
(平日 8:30～19:00)

# 元気づくり体験

(2019年3月末現在)



元気づくり体験  
各地区で実施中！



## 元気リーダーコース (21カ所)

参加者のみなさんが“元気リーダー”となり、地域の集会所等で週2回元気づくり体験を継続するプログラムです。

【実施地区】

有田地区：世古 長更 妙法寺 坂本 田丸地区：朝久田 新田町 栄町 元町/萱町 (合同)

外城田地区：原 蚊野 蚊野茶屋 浜塚 矢野 山神

下外城田地区：富岡 岡出 昼田 小社 宮古 中角 岩出

## 集会所コース (5カ所)

皆さんに住みなれた地域の集会所等で、ストレッチや筋力トレーニング等の元気づくり体験を週2回、6ヶ月間コーディネーターと一緒に楽しむプログラムです。

【実施地区】

田丸地区：茶屋 有田地区：久保 中楽 外城田地区：田宮寺 野篠

## 元気交流館コース (保健福祉会館)

元気交流館(保健福祉会館)で、各地区の方と交流を深めながら、90分のストレッチや筋力トレーニング等を行う楽しいプログラムです。

# 玉城のつどいの場

## かなう たまきのつどい場「協」

場所：玉城町田丸1番地

開催日：毎週火曜日・木曜日

不定期の土曜日

(祝日は休館)

時間 9:00~12:00

利用料 100円

(イベント時や材料費等追加料金がかかる場合があります。)

\*初めて利用される際は、たまきあいまでご連絡ください。



この看板がオープン  
の目印です！



「協(かなう)」についてのお問い合わせ先

合同会社 たまきあい

電話 0596-58-2251

「(お金を) かけない」  
「(お酒を) のまない」  
「(たばこを) すわない」の  
ルールのもと、楽しくクセになる  
健康マージャンを体験しませんか？



## 健康マージャンのつどい場

### 「ロン」

場所：さんておーる食堂

玉城町佐田 705-2

開催日：毎週月曜日

(祝日は閉館)

時間 10:00~15:00

利用料 100円(1日)

\*開所している時間帯に何時に来て  
も、何時に帰ってもOKです。



「ロン」についてのお問い合わせ先

さんておーる食堂(身障者就労センター上々)

電話 0596-64-8955



発 刊

玉城町 保健福祉課 地域共生室

住所 度会郡玉城町勝田4876-1

TEL 0596-58-7373

FAX 0596-58-8688